

国連生物多様性の 10 年日本委員会
委員の追加について（案）

1. 委員の追加について

委員会の活動の裾野を広げ、セクターや地域における取り組みをさらに促進するため、本日、委員会の承認により以下の 5 団体を委員として追加

- ・ 社団法人 大日本水産会
- ・ 全国漁業協同組合連合会
- ・ 社団法人 日本林業協会
- ・ 全国森林組合連合会
- ・ SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク（仮称：設立予定）

2. 特別な貢献のある者への対応について

委員会の設置要綱を以下の通り改正し、委員会の活動に対して特別な貢献のある者について、今後、委員会の承認により委員として追加

（国連生物多様性の 10 年日本委員会 設置要綱）

第 4 条 （略）

2. 委員会は、次の各号に該当する委員により構成する。

- ア. 学識経験者・有識者・文化人のうち、生物多様性の保全や持続可能な利用に関して造詣のある者
- イ. 次の a. から d. に該当する機関・団体に所属する者
 - a. 経済界
 - b. メディア
 - c. 生物多様性の保全に関する専門的な知見を有する団体または生物多様性の普及啓発に関する活動を行っている団体
 - d. 地方自治体
- ウ. 国の関係行政機関に所属する者
- エ. 委員会の活動に対し特別な貢献のある者

3. （以下、略）

国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J)
委員名簿(案)

<委員長>

米倉 弘 昌 一般社団法人 日本経済団体連合会 会長

<委員長代理>

涌井 史郎 東京都市大学 教授

<学識経験者・有識者・文化人>

(アイウエオ順)

岩 槻 邦 男 東京大学 名誉教授
イ ル カ 国際自然保護連合(IUCN) 親善大使
小 菅 正 夫 北海道大学 客員教授
堂 本 暁 子 前千葉県知事、元 IUCN 副会長
山 岸 哲 公益財団法人 山階鳥類研究所 名誉所長

<関係団体>

一般社団法人 日本経済団体連合会 (経済界)
公益社団法人 経済同友会 (経済界)
日本商工会議所 (経済界)
公益社団法人 日本青年会議所 (経済界)
社団法人 大日本水産会 (経済界)
全国漁業協同組合連合会 (経済界)
社団法人 日本林業協会 (経済界)
全国森林組合連合会 (経済界)
一般社団法人 日本新聞協会 (メディア)
一般社団法人 日本民間放送連盟 (メディア)
国際自然保護連合日本委員会 (IUCN-J) (保全・普及啓発)
社団法人 日本植物園協会 (保全・普及啓発)
公益社団法人 日本動物園水族館協会 (保全・普及啓発)
財団法人 日本博物館協会 (保全・普及啓発)
国連生物多様性の10年市民ネットワーク (保全・普及啓発)
一般社団法人 CEPAジャパン (保全・普及啓発)
生物多様性わかものネットワーク (保全・普及啓発)
一般財団法人 自然公園財団 (保全・普及啓発)
SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク(仮称:設立予定) (保全・普及啓発)
生物多様性自治体ネットワーク (地方自治体)

<関係省庁>

外務省
文部科学省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省

注) 下線:今回から追加の団体

国連生物多様性の 10 年日本委員会 設置要綱の改正について（案）

平成 23 年 10 月 1 日付けで環境省自然環境局生物多様性施策推進室が発足し、これまで本委員会に関する事務を行っていた生物多様性地球戦略企画室内に替わって事務を行うこととなったことから、本委員会設置要綱中の事務局に関する規定を以下のとおり改正

（旧）

（事務局）

第 8 条 委員会の事務局は、環境省自然環境局生物多様性地球戦略企画室内に置く。
委員会、幹事会及び運営部会に関する庶務は、事務局が行う。

（新）

（事務局）

第 8 条 委員会の事務局は、環境省自然環境局生物多様性施策推進室内に置く。
委員会、幹事会及び運営部会に関する庶務は、事務局が行う。

国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J) ロゴマークについて (案)

1 目的・概要

国連生物多様性の10年日本委員会の活動のシンボルとして、主催・共催等の行事、制作物、媒体等に広く使用することで、本委員会活動の認知度を高め、国内のあらゆるセクターや地域における生物多様性の主流化を目指した取り組みを促進することを目的に、以下のロゴマークを本委員会のロゴマークとして決定する。



2 ロゴマークのコンセプト

本ロゴマークは、COP10 ロゴマークのコンセプト（日本の知恵と文化を象徴する「折り紙のいきもの」を円形に、その中央に人間を配置することで、人類と多様ないきものとの共生を表現）を継承し、「日本のいきもの」を楕円形に、その中央に人間と国連生物多様性の10年の期間を配置することで、日本を起点に人といきものつながりを維持、回復させ、自然と共生する世界の実現を目指す想いを表現している。

3 ロゴマークの使用について

(1) 本ロゴマークは、使用規程（別添1）に定めるとおり、以下の場合にはロゴマークの使用に関する手続きを要さず使用することができる。

- ア. 日本国政府、UNDB-J が使用する場合
- イ. UNDB-J 活動の広報や報道を目的に使用する場合
- ウ. UNDB-J により認定された連携事業に使用する場合
- エ. UNDB-J により認定された制作物に使用する場合
- オ. UNDB-J が後援、推薦する行事等に使用する場合（別添2参照）
- カ. UNDB-J への寄付・協賛者が使用する場合

※但し、寄付・協賛の仕組みは別途検討が必要。

(2) 上記以外の場合には、使用届出書または使用承認申請書を提出し承認を得ることで、使用することができる。

(3) 「国連生物多様性の10年日本委員会」の明示方法や、上記ウ～カの専用ロゴマーク（文字表記など）など、ロゴマークのバリエーションについては、引き続き検討するとともに、必要に応じて使用規程の見直しを行う。

国連生物多様性の 10 年日本委員会ロゴマーク使用規程 (案)

1 趣旨

この規程は、国連生物多様性の 10 年日本委員会（以下「委員会」という。）のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものである。

2 管理事務

ロゴマークの権利は委員会が保有し、管理事務は委員会事務局が行う。

3 禁止事項

ロゴマークを使用する者は、別紙に定める事項に抵触してはならない。

4 使用手続等

(1) 次の場合には、ロゴマークの使用に関する手続きを要しない。

- ア. 日本国政府、委員会が使用する場合。
- イ. 委員会活動の広報又は報道を目的に使用する場合。
- ウ. 委員会により認定された連携事業に使用する場合。
- エ. 委員会により認定された制作物等に使用する場合。
- オ. 委員会が後援、推薦する行事等に使用する場合。
- カ. 委員会への寄付・協賛者が使用する場合。

(2) 4 (1) 以外の場合で、ロゴマークを使用する者は、以下のとおりとする。

ア. ロゴマークを無償で配布、その他何らかの対価を伴わないで使用する場合

使用の 10 日前（行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）までに委員会委員長あてにロゴマーク使用届出書（別紙書式 1）を提出しなければならない。

また、使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて使用状況を報告しなければならない。

届け出た内容を変更する場合には、変更の 10 日前（行政機関の休日を除く。）までに委員会委員長あてにロゴマーク使用変更届出書（別紙書式 2）を提出しなければならない。

イ. ロゴマークを有償で配布、その他何らかの対価を伴って使用する場合

使用の 15 日前（行政機関の休日を除く。）までに委員会委員長あてにロゴマーク使用承認申請書（別紙書式 3）を提出し、承認を受けなければならない。

また、使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて

使用状況を報告しなければならない。

承認された内容を変更する場合には、変更の15日前（行政機関の休日を除く。）までに委員会委員長あてにロゴマーク使用変更承認申請書（別紙書式4）を提出し、承認を受けなければならない。

5 ロゴマークを使用する者の責務等

ロゴマークを使用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。なお、委員会はロゴマークの使用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

6 ロゴマークの使用改善の要求

ロゴマークを使用する者が、別紙に定める事項に抵触している場合には、委員会は当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。なお、委員会はこの要求に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

7 ロゴマークの使用承認の取消し

ロゴマークを使用する者が、6に定めるロゴマークの使用改善の要求に従わない場合には、委員会は当該使用者に対する使用承認を取り消すことができる。なお、委員会はこの取消しに伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

8 その他

本規程に定めるものの他、必要な事項は委員会が別に定める。

附則

本規程は、平成 年 月 日より施行する。

ロゴマークの使用に関する禁止事項

ロゴマークについて、次の事項に該当する使用を禁止する。

- (1) 別添「国連生物多様性の 10 年日本委員会のコンセプト及び仕様等」に反する使用の場合。
- (2) 国連生物多様性の 10 年日本委員会の目的等と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- (3) 法令や公序良俗に反する使用、又はそのおそれがある場合。
- (4) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (5) 使用者がロゴマークの使用、又はそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により不当な利益等を受けている場合。
- (6) 募金活動と結びつけて使用する場合。
- (7) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして使用する場合。
- (8) 届出書や申請書に虚偽の情報を含む場合。
- (9) 使用者が実体の無い団体の場合。
- (10) その他、本規程の定めに適合しない場合。

ロゴマーク使用届出書

国連生物多様性の10年日本委員会委員長 殿

国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマークを使用したいので、国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマーク使用規程を遵守し使用することに同意し、下記のとおり届け出ます。

記

平成 年 月 日

1. 使用しようとする者の氏名及び住所
(法人の場合は、その名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所)

印

2. 使用目的

3. 使用方法

※具体的な使用方法が判る図版等を添付し提出すること。

4. 使用期間： 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5. 連絡先（使用する法人担当者もしくは、業務を委託された会社の担当者）

- 所在地
- 名称・所属
- 担当者名
- E-mail アドレス
- 電話・FAX
- URL（本件著作物をウェブサイトに掲載する場合）

ロゴマーク使用変更届出書

国連生物多様性の10年日本委員会委員長 殿

平成 年 月 日付で届出た内容を変更したいので、国連生物多様性の10年日本委員会
ロゴマーク使用規程を遵守し使用することに同意し、下記のとおり変更を届け出ます。

記

平成 年 月 日

1. 使用しようとする者の氏名及び住所

(法人の場合は、その名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所)

印

2. 使用変更内容 (使用用途変更 / デザイン変更) ※いずれかに○を付けること

以前承認された内容との変更箇所を明示した資料を添付すること。

使用用途変更：

デザイン変更：

3. 使用期間： 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4. 連絡先 (使用する法人担当者もしくは、業務を委託された会社の担当者)

- 所在地
- 名称・所属
- 担当者名
- E-mail アドレス
- 電話・FAX
- URL (本件著作物をウェブサイトに掲載する場合)

ロゴマーク使用承認申請書

国連生物多様性の10年日本委員会委員長 殿

国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマークを使用したいので、国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマーク使用規程を遵守し使用することに同意し、下記のとおり使用の承認を申請します。

記

平成 年 月 日

1. 使用しようとする者の氏名及び住所

(法人の場合は、その名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所)

印

2. 使用目的

3. 使用方法

具体的な使用方法が判る図版等を添付し提出すること。

4. 使用期間： 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5. 連絡先（使用する法人担当者もしくは、業務を委託された会社の担当者）

- 所在地
- 名称・所属
- 担当者名
- E-mail アドレス
- 電話・FAX
- URL（本件著作物をウェブサイトに掲載する場合）

事務局記載欄

殿

第

号

上記の申請のとおり国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマークを使用することは、差し支えありません。ただし、国連生物多様性の10年日本委員会は、使用に係わる損害に対しての一切の責任を負わないものとします。なお、申請内容に変更がある場合は、速やかに使用変更の承認を申請すること。不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を行うこと。

平成 年 月 日

国連生物多様性の10年日本委員会委員長

㊞

申請番号 第

号

ロゴマーク使用変更承認申請書

国連生物多様性の10年日本委員会委員長 殿

平成 年 月 日付けで承認された内容を変更したいので、国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマーク使用規程を遵守し使用することに同意し、下記のとおり使用変更の承認を申請します。

記

平成 年 月 日

1. 使用しようとする者の氏名及び住所

(法人の場合は、その名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所)

印

2. 使用変更内容 (使用用途変更 / デザイン変更) ※いずれかに○を付けること。

以前承認された内容との変更箇所を明示した資料を添付すること。

使用用途変更：

デザイン変更：

3. 使用期間： 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4. 連絡先 (使用する法人担当者もしくは、業務を委託された会社の担当者)

- 所在地
- 名称・所属
- 担当者名
- E-mail アドレス
- 電話・FAX
- URL (本件著作物をウェブサイトに掲載する場合)

事務局記載欄

殿 第 号

上記の申請のとおり国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマークを使用することは、差し支えありません。ただし、国連生物多様性の10年日本委員会委員長は、使用に係わる損害に対しての一切の責任を負わないものとします。なお、申請内容に変更がある場合は、速やかに使用変更の承認を申請すること。不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を行うこと。

平成 年 月 日

国連生物多様性の10年日本委員会委員長 印

申請番号 第 号



国連生物多様性の10年日本委員会

ロゴマーク仕様等

1 ログマークのコンセプト

2010年10月、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、世界的に生物多様性の損失に歯止めがかからない現状を踏まえ、2011年以降の新たな世界目標である「愛知目標」が採択されました。この目標の達成に貢献するため、COP10議長国である日本の提案を受け、2011年から2020年までの10年間で、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて取り組む「国連生物多様性の10年」とされました。

これを受け、我が国では、国内各層による取組を促進するため、経済界、NGO/ユース、学术界、自治体、メディアなど様々なセクターが参画する「国連生物多様性の10年日本委員会」が設立され、日本社会における生物多様性の主流化に向けた活動が開始されています。

この国連生物多様性の10年日本委員会ログマークは、COP10ログマークのコンセプト（日本の知恵と文化を象徴する「折り紙のいきもの」を円形に、その中央に人間を配置し、人類と多様ないきものとの共生を表現）を継承し、「日本のいきもの」の折り紙を楕円形に、その中央に人類と国連生物多様性の10年の期間を配置することで、日本を起点に人といきものつながりを維持、回復させ、自然と共生する世界の実現を目指す思いを表現しています。



2 ログマークの仕様について

(1) ログマークの表示色について

ログマークの表示色には、カラー、モノクロ、単色の3つの種類があります。カラーとモノクロについては、それぞれ指定の色彩を使用してください。また、色の濃い背景に表示する場合には、周囲にゆったりとした白マドを設けてください。なお、白マドは別途指定のある保護エリアのサイズと同じか、それより大きくしてください。単色に限り、ネガティブ表示及び素材色を活かした表示が可能です。

カラーバージョン



トキ	プロセス/K40 特 色/PANTONE Cool Gray 6C	ニホンカモシカ	プロセス/M70 特 色/PANTONE 673C
フクロウ	プロセス/M60+Y100 特 色/PANTONE 716C	クマ	プロセス/M60+Y100+K20 特 色/PANTONE 7412C
ワシ	プロセス/M50+K60 特 色/PANTONE 5135C	イルカ	プロセス/C70 特 色/PANTONE 2915C
イノシシ	プロセス/C30+M40+Y100 特 色/PANTONE 457C	蝶	プロセス/C30+M70 特 色/PANTONE 688C
カエル	プロセス/C30+Y100 特 色/PANTONE 390C	魚	プロセス/C50 特 色/PANTONE 2905C
キジ	プロセス/C100+Y100 特 色/PANTONE 348C	樹木	プロセス/C60+Y100 特 色/PANTONE 376C
ニホンザル	プロセス/M25+Y100 特 色/PANTONE 7406C	花	プロセス/M80+Y20 特 色/PANTONE 7423C
カブトムシ	プロセス/K85 特 色/PANTONE Cool Gray 11C	ヒト	プロセス/C10+M100+Y100 特 色/PANTONE 1805C
ウミガメ	プロセス/C100+M60 特 色/PANTONE 300C	数字	プロセス/C60+M10 特 色/PANTONE 292C

モノクロバージョン



トキ	K40	キジ	K65	クマ	K80	花	K40
フクロウ	K50	ニホンザル	K45	イルカ	K50	ヒト	K90
ワシ	K85	カブトムシ	K85	蝶	K40	数字	K55
イノシシ	K70	ウミガメ	K85	魚	K30		
カエル	K40	ニホンカモシカ	K70	樹木	K50		

単色バージョン（網点が使用できない場合）



■ K100

□ WHITE

(2) 最小使用サイズについて

ログマークの最小使用サイズは直径18mmとします。



18mm

3 ロゴマーク、名称の組み合わせ形について

(1) 組み合わせ形

ロゴマーク、名称の組み合わせ形の日本語版と英語版を作成しています。ロゴマーク使用に際しては、この例に限るわけではありません。

日本語版

A type



国連生物多様性の10年日本委員会

B type



国連生物多様性の10年
日本委員会

英語版

A type



Japan Committee for UNDB

B type



Japan Committee
for UNDB

ロゴマーク使用例【国連生物多様性の10年日本委員会トップページ】

→ リンク集 → お役立ち情報 → お問い合わせ **国連生物多様性の10年日本委員会**



生物多様性のためにできること。
みんなで一緒に始めよう。

国連生物多様性の10年日本委員会とは？

活動内容

広報案内

MY行動宣言

サポーター登録

イベント案内

わたしたちができること
MY行動宣言

わたしのMY行動宣言



さかなクン(さかなくん)



森田 正光(もりた まさみつ)



真珠 まりこ(しんじゅ まりこ)

[もっと見る](#)

みんなのMY行動宣言



[詳しく見る](#)

○ 新着情報 RSS ▶ 一覧

2012.03.23 [活動内容を更新しました。](#)

2012.03.23 [みんなのMY行動宣言をとりまとめました。](#)

2012.03.23 [2011年度の活動報告を公開しました。](#)

○ 国連生物多様性の10年日本委員会 活動内容 ▶ もっと見る



生物多様性全国ミーティング
国連生物多様性の10年日本委員会が主催する生物多様性全国ミーティングの開催概要等を報告しています。
[詳しく見る](#)



にじゅうまるプロジェクト
国連生物多様性の10年日本委員会はにじゅうまるプロジェクトの運営に協力しています。
[詳しく見る](#)



グリーンウェイブ
国連生物多様性の10年日本委員会はグリーンウェイブの活動に参加・協力しています。
[詳しく見る](#)

生物多様性を守るために
サポーター登録

各プロジェクトへの協賛または、国連生物多様性の10年日本委員会の活動へ寄付いただける企業・団体をサポーターとして募集しております。

[サポーター登録する](#)

サポーター企業





[もっと見る](#)

国連生物多様性の10年日本委員会とは？

- [ごあいさつ](#)
- [COP10の成果](#)
- [国連生物多様性の10年](#)
- [国連生物多様性の10年日本委員会について](#)
- [構成](#)
- [活動報告](#)
- [ロゴマークの使用について](#)
- [共催・後援について](#)



にじゅうまるプロジェクト



グリーンウェイブ2012
The Green Wave 2012 in Japan

生物多様性 -Biodiversity-

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性のこと、もっと知りたい

生物多様性自治体ネットワーク

→ サイトマップ → サイトポリシー → お問い合わせ

認定事業 推進中です！

[詳しくはこちら](#)

↑ ページの先頭へ



© 2012 UNDB-J. All Rights Reserved.

平成〇年〇月〇日
国連生物多様性の 10 年日本委員会

国連生物多様性の 10 年日本委員会が関わる行事等の
主催、共催、後援、推薦名義の使用に関する内規 (案)

(目的)

第 1 条 この規程は、国連生物多様性の 10 年日本委員会 (以下「委員会」という。) が関わる行事等の主催、共催、後援、推薦名義の使用に関し、使用許可の基準及び条件並びに許可申請の手続き等について定めることを目的とする。

(主催の趣旨)

第 2 条 委員会の主催は、委員会が自らの実施する行事等について、その実施に対し委員会が主催することを表示するため、当該行事等の広報等に際して用いるものとする。

(共催の趣旨)

第 3 条 委員会の共催は、生物多様性の主流化に資すると認められる、本委員会を構成する委員において実施される行事等について、下記①～③のいずれかを行う当該行事等の広報等に際して用いるものとする。

- ①委員会が企画立案・運営を行う、又は企画立案・運営に参画すること
- ②当該行事に委員等を配置、又は参加させること。
- ③委員会が運営費を支出すること

(後援の趣旨)

第 4 条 委員会の後援名義は、生物多様性の主流化に資すると認められる行事等について、その実施に対し委員会が賛同することを表示するため、委員会の許可に基づき、主催者等が当該行事等の広報等に際して用いるものとする。

(推薦の趣旨)

第 5 条 委員会の推薦は、生物多様性の主流化に資すると認められる映像作品等について、委員会が積極的に推薦する価値のある内容のものに対し、委員会の許可に基づき、製作者等が当該映像作品等の広報等に際して用いるものとする。

(許可基準)

第 6 条 委員会の名義の使用は、次の各号に掲げる基準をすべて満たす場合に許可するものとする。

- (1) 行事等の内容が委員会の目的に沿った、生物多様性の主流化に資する内容であること。
- (2) 行事等の内容が公序良俗に反するものではないこと。政治的若しくは宗教的な意図を有するものではないこと。

(申請手続き)

第 7 条 後援及び推薦名義使用の許可申請は、対象行事等に関し、次に掲げる事項を記載した申請書に対象行事等の概要及び広報等の計画に関する資料を添付して、委員会に提出して行うものとする。

- (1) 主催者もしくは事業者の住所、名称及び代表者氏名並びに対象行事等の担当部署等の連絡先
- (2) 名義の使用許可申請の目的及び愛知目標のうち該当する個別目標
- (3) 対象行事等の名称
- (4) 行事等の実施期間（期日）
- (5) 後援及び推薦名義の使用期間
- (6) 行事等の実施場所
- (7) 行事等の収支計画
- (8) 対象行事等の参加者又は対象者の範囲及び参加見込者数
- (9) 入場料、参加料等の徴収の有無及び徴収額等
- (10) 共催者、後援者（予定を含む。）の名称並びに連絡先

2 許可申請は、原則として、対象行事等の開始の 1 月前までに行うものとする。

(名義使用の条件)

第 8 条 名義の使用は、主催者もしくは事業者が次の事項を遵守することを条件とする。

- (1) 名義の使用期間は、許可の時から、対象行事等の終了の時（終了の時が不定期又は許可の時から 6 月以上後となる場合において使用を許可する期間を特定の期日までに限る場合には、当該期日）までとすること。
- (2) 申請書に記載された前条第 1 項各号の事項に基づく実施計画により対象行事等を実施するものとし、これらの事項に変更があった場合には直ちに変更の届出を行うこと。
- (3) 対象行事等の終了後速やかにその実施結果を委員会に報告すること。
- (4) 名義の表示は、対象行事等が明確となるように、かつ、委員会が主催者であるとの誤解を招くことのないように行うこと。
- (5) 名義の表示における委員会の標記は、原則として、「国連生物多様性の 10 年日本委員会」の正式名称とする。

(ロゴマークの使用について)

第 9 条 国連生物多様性の 10 年日本委員会が主催、共催、後援、推薦する場合においては、別途定める委員会ロゴマークの使用規程に基づき、委員会のロゴマークを使用することができる。

(名義の使用許可取消し)

第 10 条 委員会は、次のいずれかに該当するときは名義の使用許可を取り消すものとする。

- (1) 申請内容に虚偽の事実があったとき。
- (2) 前条の名義使用の条件に違反したとき。
- (3) 前 7 条第 2 項の規定に基づく変更の届出があった場合において、変更後の行事等の内容が第 3 条の許可基準を満たさないこととなるとき。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成〇年〇月〇日から施行する

別紙書式

文 書 番 号
平成 年 月 日

国連生物多様性の10年日本委員会委員長 殿

申請者住所

氏 名



〇〇〇〇〇〇に対する国連生物多様性の10年日本委員会
後援・推薦の名義使用の承認について（申請）

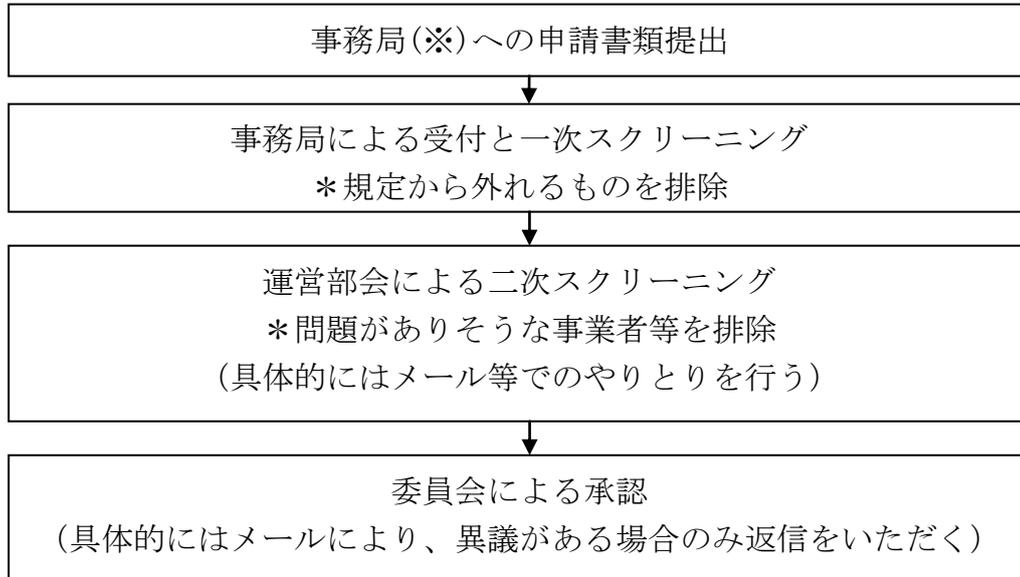
下記〇〇〇〇〇〇に対する国連生物多様性の10年日本委員会後援・推薦の
名義使用の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 主催者または事業者の住所、名称及び代表者氏名並びに対象行事等の担当部署等の連絡先
- 2 名義の使用許可申請の目的及び愛知目標のうち該当する個別目標
- 3 対象行事等の名称
- 4 行事等の実施期間（期日）
- 5 後援及び推薦名義の使用期間
- 6 行事等の実施場所
- 7 行事等の収支計画
- 8 対象行事等の参加者又は対象者の範囲及び参加見込者数
- 9 入場料、参加料等の徴収の有無及び徴収額等
- 10 共催者、後援者（予定を含む）の名称並びに連絡先
- 11 その他必要と思われる書類

国連生物多様性の 10 年日本委員会
後援、推薦名義及びロゴマークの使用承認等について

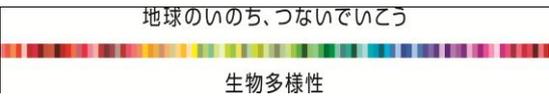
■ 後援、推薦及びロゴマークの使用承認フロー



■ ロゴマークの使用届出の場合は、事務局(※)に届出書を提出するのみ

※事務局 環境省自然環境局自然環境計画課 生物多様性施策推進室

生物多様性に関するロゴマーク

ロゴマーク 【 名称 】	作成の目的	使用方法	作成機関
 <p>【生物多様性コミュニケーションワード】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の広報ツールとして、企業、NGO、教育・学術、行政など様々なフィールドで使用してもらうことを目的に作成。 ・多様な色がつながり合って虹ができてるように、多様ないのちがつながり合って世の中ができていることを表現。 ・2008年作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省「生物多様性-Biodiversity-」ウェブサイトよりダウンロードし、自由に利用可能。 	環境省
 <p>【生物多様性条約第10回締約国会議／カルタヘナ議定書第5回締約国会議（COP10/MOP5）ロゴマーク】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約締約国会議（COP）の議長国は、会議のテーマに沿ったロゴマーク及びスローガンの作成が求められているため、COP10/MOP5の議長国である日本が作成。 ・日本の折り紙を円形に配置し、中央に人間を配置することで、人類と多様な生きものとの共生を表現。 ・2009年作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省自然環境計画課生物多様性施策推進室宛てに、ロゴマーク及びスローガン使用届出書の提出が必要。 	環境省
 <p>【国連生物多様性の10年ロゴマーク】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年～2020年は、愛知目標の達成を推進するために国連が定めた「国連生物多様性の10年」であり、同国連の10年を担当する生物多様性条約事務局が作成し、公表。 ・国内使用のため、環境省において日本語版ロゴを作成。 ・英語版は2011年、日本語版は2012年作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約事務局への申請が必要。（生物多様性施策推進室にて、使用規定の日本語版を作成） 	生物多様性条約事務局（環境省）

国連生物多様性の 10 年日本委員会事業への寄付及び協賛について（案）

1. 概要

国連生物多様性の 10 年日本委員会（UNDB-J）の事業を、市民や企業等からの支援を受けて安定的に実施し、広く生物多様性の普及促進を図るとともに、各セクターや地域における取り組みを促進するため、今後、寄付及び協賛に係る枠組みや活用ルール・体制を整備し、募集活動を強化

2. 寄付及び協賛に係る枠組み

- ・ 今後、寄付及び協賛の種類、それぞれの性格、用途、特典等を整理

3. 活用ルール・体制の整備

- ・ 今後、速やかに寄付及び協賛に係る規定を作成するとともに、資金管理体制を整備

4. 募集活動の強化

- ・ 寄付及び協賛についてわかりやすく記載したリーフレットを作成するなどにより、広報活動を強化
- ・ UNDB-J 及び各委員等から各セクターに働きかけ

5. 今後の検討の進め方

- ・ 詳細は今後、幹事会、運営部会等で検討